

令和7年第4回 北海道議会定例会〔一般質問〕開催状況（経済部観光局観光振興課）

開催年月日 令和7年12月3日（水）

質問者 日本共産党 真下 紀子 議員

答弁者 知事、選挙管理委員長、観光振興監

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
五 観光施策等について （一）北海道観光機構新年交礼会の参加について （真下議員） 北海道観光機構が毎年実施している「北海道観光新年交礼会」について、知事はじめ道庁職員はこれまでどのような形態で参加してきたのか。会費の支払いの有無も含めて明らかにしてください。 （二） 知事の説明責任について （真下議員） この新年交礼会は、一般参加者の会費を3千円と定め徴収する一方、知事や国会議員及び道議会議員等の来賓は無料とされて、案内されています。 政治家が会費を支払わないで飲食を伴う会合に出席してきたことを、知事は政治家としてどのような認識のもと説明責任を果たすのか、伺います。 （三） 法令への抵触等について （真下議員） 国会議員、知事及び道議会議員等の政治家は飲食を伴う無償の会合の招待を受けた場合、法令に照らして問題は生じないのか、知事及び選挙管理委員長の見解を伺います。	（観光振興監） 新年交礼会への参加についてであります。北海道観光機構の新年交礼会は、本道の観光関係者が一同に集いまして、今後の観光振興などについて情報交換を行うことを目的に、機構が主催し、開催しているものでございます。道には、知事および観光振興を担う観光振興監あてに来賓として、ご案内をいただき出席しているほか、観光局の職員は、会費を支払って出席しておりますが、来賓については、招待として会費を徴収されていないというところでございます。 （知事） 交礼会出席に対する認識についてであります。当該交礼会においては、例年、挨拶を依頼されており、来賓挨拶が終了した後は、適宜退席しております。 道内の観光関係者や行政、議会関係者の方々が一同に集い、情報交換を行う場において、挨拶を行うことは、道の観光行政を円滑に遂行するために、公務として必要があることから、出席をしているものです。 （観光振興監） 法令への抵触についてであります。政治資金規正法第21条第1項では、「会社、労働団体、職員団体その他の団体は、政党および政治資金団体以外の者に対しては、政治活動に関する寄付をしてはならない。」とされておりますが、当該交礼会につきましては、来賓として、挨拶を目的に公務として出席したものでございまして、政治資金規正法には抵触しないものと考えております。 （選挙管理委員長） 真下議員のご質問にお答えをいたします。 会合への参加と法令との関係についてであります。選挙管理委員会には実質的な調査権がないため、一般論としての見解であります。主催団体の分類、開催の形態、出席者の役割など様々な事実関係により判断されるものであります。 政治資金規正法では、寄附とは、債務の履行としてされるもの以外のものをいい、対価関係にあるものは寄附に該当しないとされているところであります。 また、会社や、労働組合などの団体は、政党及び政治資金団体以外の者に対しては、政治活動に関する寄附ができず、このような行為は、場合によっては、「法の趣旨に触れる可能性」はありますが、個々の事案については、当事者が関係法令に基づき適切に対応されるべきものと考えております。以上でございます。

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
(三) 一 再 法令への抵触等について (真下議員) ただいま選挙管理委員長は、一般参加者が会費を払う一方、政治家は無料とする行為は、場合によってと言いましたけれども、「法の趣旨に触れる可能性はある」と明言をされました。 知事は問題ないとの認識を示しましたが、公務といえは無償で飲食提供を受ける会合に出席との法令に抵触しないと言い切れるのですか。 選挙管理委員長が法の趣旨に触れる可能性があるとの見解を示した以上、政治家も等しく会費制とするなど、あり方の見直しを観光機構に提言すべきと考えますが、見解を伺います。 また、来年１月の観光機構新年交礼会に会費を支払わずに出席するお考えか、知事の見解を併せて伺います。	(知事) 観光機構についてであります。新年交礼会は、本道の観光関係者の方々が、今後の観光振興などについて、情報交換を行うことを目的に、自主財源である、機構の会費収入などをもとに開催しているものであることから、交礼会の会費を求める対象などについては、機構において検討し、判断されるものと考えております。 道としては、来年１月の交礼会については、対応を検討しているところであり、引き続き、観光振興に係る事業の効果的かつ適正な執行について、求めてまいります。